

令和 7 年度

第 1 回太子町行財政審議会 議事録

日 時：令和 7 年 6 月 24 日(火) 午前 9 時 30 分から午前 11 時 02 分

場 所：太子町役場議会棟 1 階 全員協議会室

令和7年度第1回太子町行財政審議会 議事録

1. 審議会の開催日時及び場所

日 時 令和7年6月24日(火)
場 所 太子町役場議会棟1階 全員協議会室
開 会 午前9時30分
閉 会 午前11時02分

2. 諮問事項

公共施設等の使用料の適正化について

3. 委員の出席者

会長 堂本 正広 (連合自治会)
委員 中村 孝秀 (有識者)
委員 廣岡 稔巳 (商工会)
委員 杉本 泰代 (教育委員会)
委員 濱上 廣良 (公募委員)

4. 町出席者

副町長	榮藤 雅雄
《説明員及び事務局》	
教育次長	福井 照子
社会教育課長	熊谷 恵之
社会教育課副課長	児嶋 綾
管理課長	改野 学由
町民体育館長	吉井 智美
文化会館係長	佐々木 剛志
まちづくり課長	三木 隆史
まちづくり課副課長	矢代 一磨
総務部長	森 文彰
総務課長	栗田 政知
総務課副課長	高見 良
総務課係長	宗藤 智洋
総務課主査	山本 ゆきの

5. 傍聴者 なし

6. 審議会経過

別記にて記載する。

1. 開会
事務局 委員の皆様には、お忙しい中、太子町行財政審議会にご出席を賜り、ありがとうございます。
 ただいまから、令和7年度第1回太子町行財政審議会を開催いたします。
 会議に先立ちまして、榮藤副町長より挨拶いたします。
2. 榮藤副町長
挨拶 行財政審議会委員の皆様におかれましては、ご多用のところ、会議に出席いただき、また、平素は、町行政に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。本日、町長が他の公務に出席しておりますので、代理で、私からご挨拶と諮問をさせていただきます。
 さて、本日は、「公共施設等の使用料の適正化」についてご審議をお願いします。
 町の公共施設等の使用料につきましては、これまで統一的な基準や定期的な見直し基準の策定を行っておらず、また、物価変動や消費税率の改定など社会経済情勢が変化する中においても、一部を除き据え置いてきました。こうした状況を踏まえ、行財政改革の大きな柱として、令和7年3月に「公共施設等の使用料の適正化に関する基本方針」を策定し、こどもたちに負担を先送りしない、持続可能な施設運営のための公共施設等の使用料の適正化案を調製しました。
 行財政審議会委員の皆様へその改定案をお諮りし、ご意見をいただきたいと考えております。
 詳細につきましては、後ほど所管課より説明いたします。
- 事務局 続きまして、堂本会長からご挨拶をいただきます。
3. 会長挨拶
堂本会長 梅雨入りとなり、30度を超える暑さ、そしてじめじめとした天気が続いていますので、体調には十分にお気をつけください。
 本日は公共施設等の使用料の適正化を審議することとなります。公共施設を利用する住民にとっては、無料で使用できることに越したことはないとの意見もあるかと考えていますが、行財政の観点では、昨今の食料品や光熱水費、人件費等の値上げの状況を鑑みると、公共施設等の使用料につきましても値上げ、適正化を進めることはやむを得ないと感じています。委員各位には、それぞれのお考え、お立場からご意見を当局にお伝えいただければと考えていますのでよろしくお願い申し上げます。
- 事務局 以後の進行につきましては、行財政審議会条例第6条の規定に基づきまして、堂本会長にお願いいたします。
- 堂本会長 本日は、公共施設等の使用料の適正化について、諮問を受けた後、所管課から説明いただき、審議に入りたいと考えております。
 そして、令和7年7月16日に開催予定の第2回行財政審議会にて、答申を行うことを予定していますので、皆様の熱心なご審議、ご意見等をお願いいたします。
 なお、ただ今の出席委員数は5名です。定足数に達していますことを申

し添えます。

次に会議録の署名委員を指名します。

行財政審議会規則の第4条第2項の規定に基づきまして、私から議事録署名委員として、「杉本泰代委員」と「廣岡稔巳委員」の両名を指名いたします。二人には、後日、事務局がまとめました議事録に署名をお願いいたします。

諮問に進みます。

4. 諮問
榮藤副町長

太総務第401号の2、令和7年6月24日
太子町行財政審議会 会長 堂本正広 様
太子町長 沖汐守彦

「公共施設等の使用料の適正化」について(諮問)

持続可能なまちづくりの推進に向け、公共施設等の使用料の適正化に関する基本方針に基づき、受益者負担の原則(公平性・公正性)及び算定方法の明確化(透明性)を踏まえた「公共施設等の使用料の適正化(案)」を調製しました。

については、太子町行財政審議会条例(平成13年条例第16号)第2条の規定に基づき、貴会の審議、答申を求めます。

事務局

審議に入りますので、副町長は退席させていただきます。

5. 審議
堂本会長

ただいま諮問を受けました「公共施設等の使用料の適正化」につきまして、詳細説明を求めます。

説明員

令和7年3月策定の公共施設等の使用料の適正化に関する基本方針について説明させていただきます。

公共施設の使用料については、これまで統一的な基準や定期的な見直し基準の策定を行っておらず、また、物価変動や消費税率の改定など社会経済情勢が変化する中においても、一部を除き据え置いてきましたが、行財政改革の大きな柱として、使用料等の定期的な見直しを位置付け、基本方針を基として、定期的に使用料等の見直しを進め、受益者負担の適正化、算定方法の明確化を図ることとしています。

使用料等の見直しに当たっては、受益者負担の原則(公平性・公正性)、算定方法の明確化(透明性)、行政サービスに対する満足度等の向上を基本的な考え方とし、効率化等によるコスト削減や行政サービス向上による施設等の利用満足度及び利用率の向上に努めます。

受益者負担の原則から、物価上昇等を参考として紹介しますと、平成17年前後の平成の大合併の時期に使用料の見直しを検討していますが、その頃と現在を比較しますと、消費税は5%から10%になり、兵庫県の最低賃金は679円が1052円に上がり、消費者物価指数については5年前を100とすると現在は111となっています。

受益者負担の原則についてですが、公の施設の管理運営には、人件費や設備点検、清掃等委託料、光熱水費など多くの費用が必要で、これらの費

用をすべて税で負担することは、表面的には住民サービスが充実しているように見えますが、その税は「利用する人」だけでなく「利用していない人」の税も含まれていますので、不公平な状態が生じています。

この不公平な状態を解消するため、特定のサービスを利用している人に一定の負担をしてもらうことで公平性を確保することが必要であり、法律でも徴収することが認められています。利益を受けた人に対して、その受けた分を負担してもらうことを「受益者負担の原則」といいます。

見直しの対象としては、全ての公共施設の使用料を見直しの対象とし、当該施設等の公共性及び必需性の視点から適正化を図りますが、国・県の法令等により算出方法や標準額が示されているものについては、見直しの対象外とします。

使用料の算定方法については、算定基準額に受益者負担割合を乗じることを基本としています。

行政サービスには、道路、公園など日常生活を営む上で大半の住民が必要とするが、市場原理に委ねると提供されにくいものや、特定の住民が利益を享受するサービスで、民間事業者等において類似のサービスが提供されるものがあります。

施設の性質別に、それぞれのサービスの性質に応じて、必需性（日常生活を送るうえで公共関与の必要性が高いか）、市場性（民間において提供されるなど施設に市場の代替性があるか）の2つの視点により、受益者負担と町負担（公費）の割合を設定しています。

また、使用料の算定に当たっては、次の点に注意して行うこととしています。

一点目、近隣自治体との均衡として、同種のサービスにかかる使用料や手数料は、近隣自治体と著しく差が生じないように、必要に応じ価格の均衡を図ります。

二点目、激変緩和措置として、使用料の適正化を適用した結果、改定料金が現行料金を大幅に上回る場合は、利用者の負担が急激に増加しないための激変緩和措置として、原則として改定後の当初料金は現行料金の1.5倍を上限とします。

三点目、消費税率や物価高騰などの社会経済情勢として、消費税は、資産の譲渡等の対価に転嫁することで最終的に消費者が負担する間接税であり、町が提供するサービスにおいて伴う経費には、消費税等が課税されています。消費税や社会経済情勢に伴い上昇した経費等は、受益者も負担する必要があるため、サービス原価を税込で算出し、経費に係る消費税等を使用料等に適正に転嫁することとします。

四点目、町外利用者の取扱いとして、公共施設は町民の財産であり、建設や管理運営には町税が充てられています。そのため、町民以外の利用により町民の利用に支障が生じる場合、または町民以外の利用が特に多い場合は、使用料や予約の取扱いに差を設けることが出来るものとします。

五点目、非来庁型行政サービスの推進として、行政の効率化や町民サービスの向上等を図るため、オンライン申請やコンビニ交付等の非来庁型の行政サービスを推進することとし、当該サービスを利用する場合、手数料

の減額を検討します。現在、コンビニ交付手数料の引き下げ、一部公共施設へのスマートロックの導入等を進めることを予定しています。

六点目、住民周知につきましては、このたびの公共施設等の使用料に係る条例改正案については、令和7年9月定例町議会への提案を予定しています。議会の議決を受けた際には、令和7年10月より丁寧に住民周知を行い、令和8年4月より改定することを予定しています。

なお、受益と負担の公平性を確保するとともに、行政サービスの改善を図るため、使用料及び手数料等の適正化については、原則3～5年ごとに検証し、改定見込みの料金と現行料金を比較し、おおむね±10%以上の乖離が生じている際に改定することとします。

また、営利等を目的とした利用については、割増料金を設定できるものとするほか、現行の減免基準は、施設ごとに異なっているため、一部例外を除き、今回の使用料の見直しに併せ、減免基準を合わせていくことを予定しています。

「公共施設等の使用料の適正化に関する基本方針」の説明は以上です。

説明員 続きまして、先ほど説明のあった基本方針、受益者負担の観点及び近隣自治体との均衡の観点を基にした9つの公共施設の使用料の改定案を説明いたします。

地区公民館から説明いたします。地区公民館については、地区ごとの料金設定は困難であるため、4館合わせた施設として使用料を算定しています。

3か年平均の収入が約122万円。コストが約2,472万円となっており、現行の負担割合は5%、減価償却費を除いた際の負担割合においても約13%となっています。基本方針に基づく負担割合は50%と考えていますが、激変緩和措置の1.5倍を上限として使用料の改正案を作成しています。このたびの使用料見直しにあたっては、減免制度等も見直しするため、町及びその所属機関が主催又は共催する際、町長が特別な理由があると認めるとき以外の減免規定の廃止を予定しています。大幅に支払いが増える方への配慮、また、分かりやすい使用料とするため、今まで使用料の5割を加算していた冷暖房機使用料を施設使用料込みとしています。

また、開館時間についても一部見直しを行い、午前の区分は午後0時30分を午後0時まで、夜間については午後10時までを午後9時までと見直しを予定しています。午前午後の区分の入替時間を設けること、午後10時までの利用が少ないことがその理由です。

営利目的の利用についてはこれまで通り不可としています。

次に地域交流館について説明いたします。

平成27年9月の庁舎開庁とともに地域交流館を開設しました。使用料見直しシートでの利用者負担割合は7.3%、経常経費のみを算入した計算では27%となり、本施設も収入とコストが見合っていない現状があります。利用者負担割合は50%が適切な施設と考えていますので、改定後の使用料については激変緩和措置を適用して1.5倍とする見込みです。また、冷暖房費込みの施設使用料、減免区分、開館時間を午後9時までとするなど、

主な改正点は地区公民館と同様としています。ただし、地域交流館については、現在も企業の面接や研修等に利用されていますので、営利利用を可とし、営利目的の際は基本使用料の 10 割の額を加算することとしています。なお、1 階の交流スペースについても午後 9 時で閉館するよう考えています。

続きまして、南総合センターについて説明いたします。南総合センターは社会福祉法に規定される隣保館としての役割を担っており、事業費の 4 分の 3 の補助金が入るようになっていました。そのため、人権事業、人権目的の利用についてはこれまで通り無料としています。しかしながら、公共施設の有効活用のため、人権以外の利用についても受け入れているため、その部分の使用料を見直すものです。

改定後の使用料については、激変緩和措置を適用して 1.5 倍とする見込みです。また、冷暖房費込みの施設使用料、開館時間を午後 9 時までとするなど、主な改正点は地区公民館、地域交流館と同様です。施設の目的が法律に定められていますので、営利目的は不可としています。

続きまして、文化会館について説明いたします。

文化会館は、令和 7 年 4 月から大規模改修で 2 年間休館に入っており、その改修費用には 10 数億円が必要と見込んでいます。利用者負担割合は 14.6%ですが、文化会館は個人の意思で選択的に利用する施設であり、民間でも提供可能な施設として 75%の受益者負担割合としています。

改定後の使用料については、激変緩和措置を適用して 1.5 倍とする見込みです。また、文化会館については、ホールを有しており、冷暖房費については大きな負担となりますので、他市町文化施設を鑑みて、冷暖房費は別枠で徴収することとしています。開館時間については利用実績を鑑みて午後 10 時まで、営利利用時の加算については現行の 15 割加算を 10 割加算に変更を予定しています。減免区分につきましては、地区公民館等と合わせていますが、従来同様、大ホール、中ホールについては、町主催事業においても徴収することとしています。

続きまして、町民体育館について説明いたします。

町民体育館は、令和 2 年 6 月の大規模改修を行ったタイミングで料金改定を実施しており、その際は約 1.5 倍の改定率を適用しました。

そのため、今般はアリーナや武道場などの使用料は据え置いています。主な改正としては、多目的ホール及び 2 階卓球場の料金を冷暖房費込みとすること、減免を学校園、町内スポーツ少年団、町スポーツクラ 21、太子町地域クラブ、障害者の個人使用に限定することとなります。

総合公園陸上競技場につきましては、今年度に 4 種公認の更新工事の実施を予定おり、その更新工事には多額の投資が必要となります。また、テニスコートを含め、町内公共施設の中でも町外在住者の利用が多い施設となっており、このたびの使用料の適正化にあたっては、町内居住者、町外居住者の区分を設けることとしています。町内居住者については現行の 1.5 倍、町外居住者については町内居住者の 1.5 倍の使用料に設定しています。また、これまで使用料の設定がなかった写真判定機等についても使用料を徴収するよう見直しております。また、減免区分についても見直し

を行っています。

町民グラウンド、太田公園グラウンドにつきましても、他施設同様に使用料を 1.5 倍としています。ただし、利用が低迷している町民グラウンドの夜間照明につきましても、利用を活性化させるための施策として、使用料を 1 時間あたり 2500 円から 2000 円に引き下げています。減免につきましてもは陸上競技場等と同様、一部を除いて減免規定を廃止しています。

総合公園体験学習施設につきましてもは、令和 3 年 7 月に人と自然のふれあいの場や地域の交流の場として総合公園内に開館しており、その使用料については町内の他の公共施設に比して高い額となっており、このたびは他施設と料金体系を近づけるよう、主な見直し内容としては、減免規定を他施設に合わせることに、入館料による割増基準を廃止すること、営利の利用についても、15 割から 10 割とすることとなっています。

最後に学校施設につきましても説明いたします。

学校施設につきましても使用料については 1.5 倍としています。また、これまで午前、午後、夜間、各 4 時間の 3 区分としていましたが、短時間の利用希望など、より多くのニーズ、学校施設の利活用につなげるため、一時間単位の使用料の設定に変更したことに加え、タブレット端末等を置いてある校舎内（教室等）の貸出を廃止、午後 9 時 30 分までの使用時間を午後 9 時までに変更するなど、現在の学校に合った形に変更しています。

以上で 9 施設の使用料の適正化に係る説明を終えさせていただきます。

それでは質疑に入ります。

堂本会長

委員の皆様より、ご質問ご意見等をお願いします。

委員

資料を拝見した率直な意見としては、基本方針のとおり、3 年から 5 年の間隔で改定されるべきであり、もっと早く料金改定をしておくべきだったということです。民間であれば、社会情勢等に合わせて着実に改定しています。税金の使い道として住民の納得性を高めるため、今般策定された方針に沿った定期的な見直しをするようお願いします。

また、夜間照明使用料でお話いただいたように、低利用の施設、設備の料金値上げを見送り、利用促進を図ることについてはいいことであると感じました。各施設、各部屋等の使用料については、適切に検討いただいております、特段の意見はありません。

説明員

ご意見のとおり、町の公共施設使用料の見直しについては、一部を除き、長年行っておりませんでした。今後は基本方針にお示ししている通り、原則 3～5 年ごとに検証し、改定見込みの料金と現行料金を比較し、おおむね 10%以上の乖離が生じている際に改定することとしています。

委員

施設ごとの受益者負担と公費の負担割合についてどのように選択したか説明をお願いします。

各施設につきましてもは、必需性の視点と市場性の視点から施設を分類し

説明員	ています。必需性につきましては必需的サービスか選択的サービスか、市場性につきましては市場的サービスか公共的サービスを判定して、それぞれ受益者負担の必要性の高・低を判断、A B C Dの4つのグループに分けています。 9施設の内、最も利用者負担割合が高いものは文化会館の75%となります。各施設の使用料見直しシートの最下段に判定した利用者負担割合を記載しています。
委員	使用料の改定、値上げを行うことは必要であると考えていますが、値上げをして今まで使用している方にこれからも使ってもらうこと、これから使われる方を増やしていく取組が必要であり、値上げするだけではこれからの公共施設の運営は難しいと考えています。 町として、活用を推進していく施設、施策などあればご教示ください。
説明員	文化会館、総合公園陸上競技場については、大規模改修・更新工事に多額の費用を掛けますので、新しくなったときに向けて、どのように利活用を推進していくか積極的に検討すべきと考えています。また、公民館や南総合センターについてもその活性化が必要と考えています。公民館については営利利用を認めていませんが、全国的には公民館の営利利用が進んできています。今後の利用状況等を見極めた後、公共施設の利活用を推進していきたいと考えています。
委員	地区公民館で減免廃止とすると自主活動グループなどの活動が止まってしまうのかを心配しています。また、減免規定で「町長が特別の事由があると認めるとき」はどのようなときに適用になると考えていますか。
説明員	地区公民館の年間利用者を総収入で割ると1人1回につき50円の負担となります。2倍になれば100円、毎週1回、月に4回利用している方であれば200円/月の負担増となります。近年の物価高騰、人件費の高騰を鑑みて、公共においてもこの範囲の値上げはご理解を求めていきたいと考えています。町長が特別の事由があるときにつきましては、災害での一時避難等を想定しています。
委員	公民館等での講師を引き受けた際や自身の仕事の関係で公民館に商品の配達をする際に、高齢者が冷暖房の使用を控えている場面に出くわすことがあります。これからも異常気象、猛暑が続くと考えられますので、施設使用料に冷暖房費を組み込んだことは、住民の命を守る観点でもありがたいことだと評価しています。 今後の使用料改定について、どのように住民周知をしていくのか、そのスケジュールをお教えてください。
説明員	令和7年7月16日の第2回行財政審議会で答申をいただいた後、令和7年9月定例町議会に条例改正案を提案し、可決いただければ、令和7年

え、利用団体等にも必要に応じて丁寧に説明していきたいと考えています。

半年程度の周知期間を経て、令和8年4月から使用料改定を予定しています。

堂本会長

他にご意見、ご質疑はありませんか。

特にないようですので、本日はこれで審議を終了いたします。

いただいたご意見につきましては、事務局は整理の上、使用料案、施設運営等に生かしてください。また、行財政審議会におきましても、次回の答申に反映させていきたいと考えています。

改めて、委員の皆様におかれましては、慎重なご審議をいただき、ありがとうございました。

6. 閉会

堂本会長

これをもちまして、令和7年度第1回行財政審議会を閉会いたします。

それでは、進行を事務局にお返ししたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局

堂本会長、円滑な進行、運営、ありがとうございました。

また、委員の皆様も慎重なご審議をいただき、ありがとうございました。

次回開催日程につきましては、事前に調整させていただきましたとおり、7月16日（水）午前9時30分から、場所は本日と同じ場所、全員協議会室にて予定しております。

次回は本日の諮問に対しましての答申をいただきたいと思いますと考えておりますことをご承知おきください。

次回もどうぞよろしくお願いいたします。

太子町行財政審議会規則第4条に基づきここに署名する。

令和7年7月3日

署名委員

廣岡 稔巳

杉本 泰代